

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金

発行 令和8年5月

瑞浪市役所みずなみ未来部スポーツ文化課



市ホームページ「瑞浪市地域クラブについて」

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付の手引き

市は、地域クラブが行う、瑞浪市の子どもたちが将来にわたって、安心かつ安全にスポーツ・文化芸術活動に親しむための活動を支援するために、予算の範囲内において交付する瑞浪市地域クラブ活動支援交付金(以下「交付金」という。)を交付します。

1. 交付対象団体

交付金の支給対象となる団体は、地域クラブとします。

「地域クラブ」とは、「瑞浪市地域クラブ活動ガイドライン」を遵守する団体として市に登録された団体を指します。

2. 交付対象事業

交付金の対象となる事業は、スポーツ・文化芸術活動を通じ、中学生に活動の機会を提供する等、中学生の健全育成に資する事業。

3. 交付対象経費

交付金の対象となる経費は、人件費、諸謝金(ただし、地域クラブ指導者として登録されている者に対する謝金は、1人当たり1時間につき1,000円を上限とする。)、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費並びに委託費です。

4. 事業の実施期間

実施期間は、4月1日から当該年度の3月31日までとします。ただし、地域クラブが当該年度中に登録又は抹消された場合は、地域クラブとして認められた期間とします。

5. 交付金の額

上限 30,000円(均等割) + 5,000円 × 地域クラブ員数(人数割)

※交付金の額は、補助対象経費の合計額と上記により算出する均等割の額及び人数割の額の合計額を比較して、いずれか少ない額を基準として予算の範囲内で交付します。交付金の額に1,000円未満の端数は切り捨てます。

【人数算定上の注意】

- 1 地域クラブ員数は、市内中学校に在学する生徒及び市内に住所を有し市外中学校に在学する生徒の人数の合計とし、同一種目において他の地域クラブと重複して算入することはできません。
- 2 地域クラブ員数は、交付申請を行う年度の5月15日時点(当該日以降に登録された地域クラブは、登録された日時点)の人数とします。
- 3 地域クラブが、交付申請を行う年度中に登録され又は抹消された場合の均等割及び人数割の額は、それぞれの額を12で除した額に、地域クラブとして登録された日の属する月(当該年度の4月1日に登録がある場合は4月)から登録を抹消された日の属する月(当該年度中に登録を抹消されていない場合は3月)までの月数を乗じて得た額とします。

6. 交付金の申請方法

地域クラブは、5月31日(休館日の場合は翌日)までに、「瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付申請書(様式第1号)」に次に掲げる書類を添えて、メールやご持参、ご郵送にて市民体育館に提出してください。※予算に残額がある場合は、期日後も交付申請を受け付けることができます。

【提出先】

〒509-6133 瑞浪市明世町戸狩191番地 市民体育館

【添付書類】

- (1) 登録メンバー表
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類(必要に応じてお願いする場合がございます。)

7. 交付の請求

交付金の交付を受けようとするときは、「瑞浪市地域クラブ活動支援交付金請求書(様式第7号)」を市民体育館に提出してください。

【概算払い】

交付金の概算払いを受けようとするときは、「瑞浪市地域クラブ活動支援交付金概算払請求書(様式第8号)」を市長に提出してください。

8. 実績報告

交付事業の完了(交付事業を中止する場合を含む。)したときは、「瑞浪市地域クラブ活動支援交付金実績報告書(様式第5号)」に次に掲げる書類を添えて、市民体育館へ提出してください。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 交付事業の活動内容が分かる書類、写真等
- (4) 月報等活動の分かるもの。

【提出期日】

事業完了の日から30日を経過した日または、翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

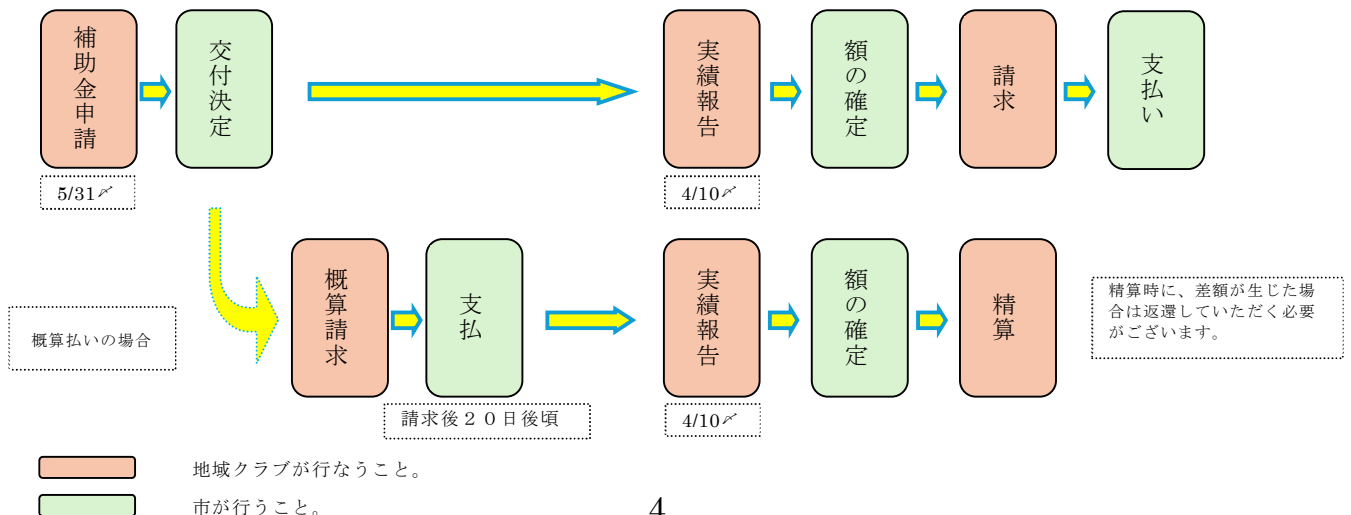
【注意】

- ・収支決算書の証拠書類について交付金に関わる部分の経費のみを提出してください。
- ・領収書等支払いの分かるものを添付して下さい。
- ・PayPay ポイントなど、個人に還元されるポイント等が付かないように支払いをしてください。
- ・人件費、諸謝金の支払いがなくても、月報等を提出してください。
- ・備品の計上で上げているものは、原則今年度に使用する物品なので、年度の最後の方に計上しても却下されることがあります。(早めにご購入ください。)
- ・原則「4. 事業の実施期間」内の支出が対象となります。前年度 3 月中に支払われる当該年度の保険料については補助金の対象となります。

【概算払いを受けた場合】

概算払を受けた交付決定地域クラブは、額の確定後に「瑞浪市地域クラブ活動支援交付金概算払精算書(様式第9号)」を提出してください。

9. 補助金のスケジュール



10. その他注意事項

1. 国費が入っているため、領収書などの書類の整備をお願いします。
2. 中間で国や県から調査が入ります。その際に領収書などの証拠書類のご提出をお願いする場合がありますのでよろしくお願いいたします。また、クラブごとで通帳を作成し管理をお願いいたします。通帳についても写しをいただく場合がございます。
3. 次の場合、交付決定の取り消し、返還をしていただきます。
 - (1) この規則に違反したとき。
 - (2) 交付金の交付条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正な行為により交付金の交付を受けたとき。
 - (4) 前各号のほか市長が取消しを必要と認めたとき。
4. 交付決定地域クラブは、交付決定の取消しを受けたとき、交付決定を受けた事業により購入し、又は効用の増加した備品について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過していない場合は、当該備品の耐用年数で除した額に耐用年数の残りの年数を乗じて得た額を返還していただきます。
5. 交付金の適正な執行及び管理に関しこの規則に定めのない事項については、瑞浪市補助金等交付規則(平成20年規則第32号)に定める補助金等の取扱いの例による。

令和8年 5月〇〇日

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付申請書

瑞浪市長 様

申請者	住所	クラブ代表者の住所
	クラブ名	〇〇クラブ
	代表者名	クラブ代表者名
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇〇〇

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、交付条件の確認のため、クラブの市税納付状況に関する税務資料の閲覧を承諾します。

記

- 1 活動内容
陸上クラブ
サッカークラブ など
- 2 交付金交付申請額 80,000円

「30,000円 + 5,000円 × (人数)」と「クラブの補助対象経費の合計」の少ない方の額
- 3 添付書類
 - (1) 登録メンバー表
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) その他市長が必要と認める書類

〇〇年度 瑞浪市地域クラブ 登録メンバー表

クラブ名		〇〇クラブ			
No.	氏名	住所地	所属 (一般大人は記載不要)	学年	他に所属している 地域クラブ名
例	瑞浪 太郎	瑞浪市西小田町	瑞浪 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	3	〇〇卓球クラブ △△テニスクラブ
1	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	3	
2	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	3	〇〇 クラブ
3	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	3	
4	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	2	
5	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	2	〇〇 クラブ 〇〇 クラブ
6	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	1	
7	〇〇 〇〇	恵那市〇〇町	恵那 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	3	
8	〇〇 〇〇	土岐市〇〇町	土岐 (小・ <input type="checkbox"/> 中・高) 学校	2	
	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (<input type="checkbox"/> 小・中・高) 学校	6	
	〇〇 〇〇	瑞浪市〇〇町	瑞浪 (小・中・ <input type="checkbox"/> 高) 学校	1	

交付金の算定対象
瑞浪市内中学生

この名簿から補助金算定します。
※夏の大会が終わってもクラブは生涯スポーツであるため人数を減らす必要はありません。

重複して加入するクラブがある場合はご記入ください。当該所属クラブと同一種目のクラブに所属する場合は、どちらか一方のクラブでしか交付金対象として計算されません。

令和〇〇年度（ 〇〇クラブ ）クラブ事業計画書

定例の練習曜日、時間、及び場所

毎週土曜日 9時～12時 〇〇小学校 体育館

月	活動内容	活動場所
4		
5	歓送迎会	〇〇
6	中体連	〇〇
7	練習試合 練習試合	〇〇 〇〇
8	〇〇合宿	〇〇
9		
10	〇〇大会	未定
11	〇〇大会	未定
12	ボランティア清掃	〇〇
1		
2	クラブ体験会	〇〇体育館
3	卒業大会	〇〇

収支予算書

収支決算書も同様に作成

収入の部 (単位:円)

区 分	金 額	内 訳
市 交 付 金	80,000 円	
会 費	30,000 円	@3,000 円×10 人
繰 越 金	10,000 円	
その他自己財源	0 円	
計	12,000 円	

内訳を記入

支出の部 (単位:円)

区 分	金 額	内 訳
人件費		(雇用している人件費)
諸謝金	40,000 円	指導者謝礼 1,000 円×2 時間×10 日×2 人 指導者謝礼 円× 時間× 日× 人
旅費		(指導者の交通費) ※大会参加者の交通費など個人支給の交通費は NG
通信運搬費		(事業に必要な通知の発送) ※切手を買う場合は受払簿で管理すること
印刷製本費		(チラシ、案内等の印刷費)
会議費		(会議における経費) 対象: お茶、水 対象外: 酒類、お菓子
備品		(クラブ運営係るに備品購入費用)
消耗品費	10,000 円	〇〇: 2,000 円、〇〇4,000 円×2 個
借料及び損料	40,000 円	会場費 〇〇体育館 2,000×20 回 会場費、リース代、バスレンタル等
保険料	8,000 円	スポーツ安全保険 800 円×10 人 指導者、生徒、運営団体等の保険料
雑役務費	20,000 円	〇〇大会参加費 1,000 円×10 人 選手登録料 1,000 円×10 人 大会参加費、登録料、手数料、軽微な請負業務等
委託料		(事業を実施するための必要な業務委託)
その他経費	2,000 円	予備費 2,000 円 上記以外の経費 (補助対象外経費)
計	120,000 円	

令和8年 ○月○○日

瑞浪市地域クラブ活動事業変更承認申請書

瑞浪市長 様

申請者	住所	クラブ代表者の住所
	クラブ名	○○クラブ
	代表者名	クラブ代表者名
	連絡先	○○○○-○○○○

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付規則第10条第1項の規定により、次のとおり事業を変更したいので申請します。

記

- 1 指令年月日 令和8年○月○○日
- 2 指令番号 瑞浪市指令第○○号の○
- 3 変更の内容 クラブ人数の減少による補助金額の変更
クラブの廃止 など
- 4 変更の理由 クラブが合併し当初の人数より減少したため。
クラブが合併したためクラブを廃止するため。など

交付決定通知書に記載された日付、及び番号

変更内容とそれに係る理由を記載してください。

*市長の指示があるときは、関係書類として、変更等の内容が分かる書類を添付すること。

令和〇年 〇月〇〇日

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金実績報告書

瑞浪市長 様

申請者	住所	クラブ代表者の住所
	クラブ名	〇〇クラブ
	代表者名	クラブ代表者名
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇〇〇

交付事業が完了したので、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付規則第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|------------|---------------------|------------------------|
| 1 | 指令年月日 | 令和8年〇月〇〇日 | 交付決定通知書に記載された日付、及び番号 |
| 2 | 指令番号 | 瑞浪市指令第〇〇号の〇 | |
| 3 | 交付事業の完了年月日 | 令和9年〇月〇日 | 交付決定通知書に記載された金額 |
| 4 | 交付金の交付決定額 | 80,000円 | |
| 5 | 交付金の既交付額 | 0円 | 既に支払われた補助金の額を記入（概算払い）。 |
| 6 | 添付書類 | | |
| | (1) | 事業報告書 | |
| | (2) | 収支決算書 | |
| | (3) | 交付事業の活動内容が分かる書類、写真等 | |

令和〇年 〇月〇〇日

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金請求書

瑞浪市長 様

申請者	住所	クラブ代表者の住所
	クラブ名	〇〇クラブ
	代表者名	クラブ代表者名
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇〇〇

交付事業に係る交付金の交付を受けたいので、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付規則第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 指令年月日 令和8年〇月〇〇日

交付決定通知書に記載された日付、及び番号

2 指令番号 瑞浪市指令第〇〇号の〇

3 交付決定額 80,000円

確定通知書に記載された金額

4 交付確定額 70,000円

5 既交付額 0円

6 今回交付請求額 70,000円

「4交付確定額」－「5既交付額」の額

7 振込先 金融機関名
支店名等
種別（普通・当座）
フリガナ
口座名義
口座番号

クラブの口座情報を記入

* 通帳の金融機関名、口座番号、口座名義人の分かる部分をコピーして、添付してください。

令和8年 ○月○○日

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金概算払請求書

瑞浪市長 様

申請者 住所 クラブ代表者の住所
クラブ名 ○○クラブ
代表者名 クラブ代表者名
連絡先 ○○○○-○○○○

交付事業に係る交付金の概算払を受けたいので、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付規則第14条第2項の規定により、次のとおり請求します。

- 記
- 1 指令年月日 令和8年○月○○日 交付決定通知書に記載された日付、及び番号
 - 2 指令番号 瑞浪市指令第○○号の○ 交付決定通知書に記載された金額
 - 3 交付決定額 80,000円
 - 4 概算払請求額 80,000円 交付決定通知書に記載された金額までの必要額
 - 5 概算払の請求理由 クラブ運営のため早期に支出が必要になるため。
理由を記載
 - 6 振込先 金融機関名
支店名等
種別（普通・当座）
フリガナ
口座名義
口座番号
クラブの口座情報を記入

* 通帳の金融機関名、口座番号、口座名義人の分かる部分をコピーして、添付してください。

令和〇年 〇月〇〇日

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金概算払精算書

瑞浪市長 様

申請者	住所	クラブ代表者の住所
	クラブ名	〇〇クラブ
	代表者名	クラブ代表者名
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇〇〇

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付規則第14条第3項の規定により、次のとおり精算します。

記

1	指令年月日	令和8年〇月〇〇日	交付決定通知書に記載された日付、及び番号
2	指令番号	瑞浪市指令第〇〇号の〇	交付決定通知書に記載された金額
3	交付決定額	80,000円	概算払いした金額
4	概算払交付額	80,000円	確定通知書の額（確定した補助金額）
5	交付金の確定額	70,000円	
6	精算額	10,000円	

「4 概算払交付額 - 5 交付金の確定額」の額
この差額は、市へ返還していただきます。

瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付規則

(趣旨)

第1条 市は、地域クラブが行う、瑞浪市の子どもたちが将来にわたって、安心かつ安全にスポーツ・文化芸術活動に親しむための活動を支援するために、予算の範囲内において交付する瑞浪市地域クラブ活動支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「地域クラブ」とは、「瑞浪市地域クラブ活動ガイドライン」を遵守する団体として市長が認めるものをいう。

(交付対象団体)

第3条 交付金の支給対象となる団体は、地域クラブとする。

(交付対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業は、スポーツ・文化芸術活動を通じ、中学生に活動の機会を提供する等、中学生の健全育成に資する事業とする。

(交付対象経費)

第5条 交付金の対象となる経費は、人件費、諸謝金（ただし、地域クラブ指導者として登録されている者に対する謝金は、1人当たり1時間につき1,000円を上限とする。）、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費並びに委託費とする。

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、前条に掲げる経費の合計額と別表により算出する均等割の額及び人数割の額の合計額を比較して、いずれか少ない額とする。

2 交付金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする地域クラブ（以下「申請地域クラブ」という。）は、交付を受けようとする年度の5月31日（瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例（平成4年条例第8号）第4条に規定する休館日に当たるときは、その翌日。以下「期日」という。）までに、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登録メンバー表

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、予算に残額がある場合は、期日後も交付申請を受け付けることができる。

(事業の実施期間)

第8条 前条の規定により交付申請した事業（以下「交付事業」という。）の実施期間は、4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、地域クラブが当該年度中に登録又は抹消された場合は、地域クラブとして認められた期間とする。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る交付金の交付又は不交付を決定し、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請地域クラブに通知するものとする。

(変更承認申請)

第10条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた地域クラブ（以下「交付決定地域クラブ」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、瑞浪市地域クラブ活動事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付事業の内容を変更するとき。
- (2) 地域クラブの登録を取り消し、解散し、又は休止するとき。
- (3) 予定の期間内に交付事業が完了しないとき又はその遂行が困難になったとき。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、内容を審査し、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金変更決定通知書（様式第4号）により当該交付決定地域クラブに通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定地域クラブは、交付事業の完了（前条第1項第2号又は第3号に該当し、交付事業を中止する場合を含む。）の日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 交付事業の活動内容が分かる書類、写真等

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金交付額確定通知書（様式第6号）により当該交付決定地域クラブに通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定地域クラブは、交付金の

交付を受けようとするときは、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付の特例）

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、概算払により交付金の一部又は全部を交付することができる。

2 交付決定地域クラブは、前項の規定による交付金の概算払を受けようとするときは、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 概算払を受けた交付決定地域クラブは、第12条の規定による通知を受けたときは、瑞浪市地域クラブ活動支援交付金概算払精算書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第15条 市長は、交付決定地域クラブから提出される第13条及び前条第2項に規定する請求書により、交付金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は交付金の返還）

第16条 市長は、交付決定地域クラブが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） この規則に違反したとき。

（2） 交付金の交付条件に違反したとき。

（3） 虚偽その他不正な行為により交付金の交付を受けたとき。

（4） 前各号のほか市長が取消しを必要と認めるとき。

2 交付決定地域クラブは、前項の規定により交付決定の取消しを受けたとき、交付決定を受けた事業により購入し、又は効用の増加した備品について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過していない場合は、当該備品に係る交付金の額を当該備品の耐用年数で除した額に耐用年数の残りの年数を乗じて得た額を返還しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

（準用）

第17条 交付金の適正な執行及び管理に関しこの規則に定めのない事項については、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定める補助金等の取扱いの例による。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	金 額
均等割	30,000円
人数割	5,000円×地域クラブ員数

備考

- 1 地域クラブ員数は、当該地域クラブの構成員のうち市内中学校に在学する生徒及び市内に住所を有し市外中学校に在学する生徒の人数の合計とし、同一種目において他の地域クラブと重複して算入することはできない。
- 2 地域クラブ員数は、交付申請を行う年度の5月15日時点（当該日以降に登録された地域クラブは、登録された日時点）の人数とする。
- 3 地域クラブが、交付申請を行う年度中に登録され又は抹消された場合の均等割及び人数割の額は、それぞれの額を12で除した額に、地域クラブとして登録された日の属する月（当該年度の4月1日に登録がある場合は4月）から登録を抹消された日の属する月（当該年度中に登録を抹消されていない場合は3月）までの月数を乗じて得た額とする。